

企画総務委員会
令和7年11月28日

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
(給料) 第2条 教育長の給料は、月額 <u>90万4,000円</u> とする。	[同左] 第2条 教育長の給料は、月額 <u>87万6,000円</u> とする。

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。